

中小企業省力化投資補助事業 省力化製品販売事業者登録要領の一部を改訂する省力化製品販売事業者登録要領新旧対照表（傍線部分は改訂部分）

中小企業省力化投資補助事業 省力化製品販売事業者登録要領

改訂後	現行
<p>2. 登録と事業実施の流れについて</p> <p>2-1 販売事業者の登録手順</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>販売事業者としての登録は製品カテゴリ毎に必要となる。なお、登録済の製造事業者が取り扱う製品で、同一カテゴリに属すると考えられる製品（省力化製品として登録されていないものでも可）の販売実績があれば、販売事業者として登録することが可能である（なお、中古品の販売実績は除く）。<u>また、既に登録されている販売事業者に発行済株式総数又は出資価格総額の2分の1超を所有されている事業者においては、当該資本関係を示す証憑を提出することで、当該販売事業者の販売実績を自社の販売実績であるとみなして扱うことができる。</u></p> <p>製造事業者が自ら製造する省力化製品を中小企業等に対して直販を行っており、その際に本補助金を活用しようとするときは、自社を販売事業者として登録することも可能である。</p> <p><u>販売事業者として登録完了した事業者のうち、その主たる販売先がエンドユーザーではなく卸売事業者であり、強固で安定した経営基盤を有する事業者は、事務局に登録申請を行い、事務局の審査・承認を経て「省力化製品中間卸事業者」（以下「中間卸事業者」という。）となることができる。ただし、製造事業者は自ら製造する省力化製品を取り扱う中間卸事業者になることはできない。</u></p> <p>2-2 取り扱い製品の登録</p> <p>販売事業者は、カタログに登録されている省力化製品の中から、自社で取り扱う省力化製品を選択する。この際、当該製品の過去の販売実績価格に基づき、当該製品の補助上限額を登録する（なお、中古品の販売実績は除く）。また過去に販売した実績が無い製品についても取り扱い製品として選択が可能であるが、その場合は同一製造事業者が提供している他の製品（同一カテゴリに属すると考えられる製品であって、省力化製品として登録されていないものでも可）の販売実績を有することが必要であり、あらかじめ製品ごとに定められた補助上限額が適用される。</p> <p><u>中間卸事業者と継続的な取引のある販売事業者は、中間卸事業者が取り扱い製品として登録した省力化製品について自社の販売実績がない場合、中間卸事業者との過去の継続的な取引実績を証明する証憑を提出することにより、当該省力化製品を選択して販売登録することができる。その場合、当該省力化製品については、あらかじめ製品ごとに定められた補助上限額が適用される。</u></p>	<p>2. 登録と事業実施の流れについて</p> <p>2-1 販売事業者の登録手順</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>販売事業者としての登録は製品カテゴリ毎に必要となる。なお、登録済の製品製造事業者が取り扱う製品で、同一カテゴリに属すると考えられる製品（省力化製品として登録されていないものでも可）の販売実績があれば、販売事業者として登録することが可能である（なお、中古品の販売実績は除く）。</p> <p><u>また、製造事業者が自ら製造する省力化製品を中小企業等に対して直販を行っており、その際に本補助金を活用しようとするときは、自社を販売事業者として登録することも可能である。</u></p> <p>2-2 取り扱い製品の登録</p> <p>販売事業者は、カタログに登録されている省力化製品の中から、自社で取り扱う省力化製品を選択する。この際、当該製品の過去の販売実績価格に基づき、当該製品の補助上限額を登録する（なお、中古品の販売実績は除く）。また過去に販売した実績が無い製品についても取り扱い製品として選択が可能であるが、その場合は同一製造事業者が提供している他の製品（同一カテゴリに属すると考えられる製品であって、省力化製品として登録されていないものでも可）の販売実績を有することが必要であり、あらかじめ製品ごとに定められた補助上限額が適用される。</p>

また、既に登録されている販売事業者に発行済株式総数又は出資価格総額の2分の1超を所有されている事業者においては、当該資本関係を示す証憑を提出することで、当該販売事業者の販売実績を自社の販売実績であるとみなして扱うことができる。

なお、導入・設定費用（申請額）に対する補助上限額は、各製品の補助上限額の2割までとなる。

(中略)

3. 登録時の要件及び留意事項

3-1 販売事業者の要件

販売事業者登録に当たっては、以下の要件を満たす必要がある。ただし、既に登録されている販売事業者に発行済株式総数又は出資価格総額の2分の1超を所有されている事業者については、当該資本関係を示す証憑を提出することで上記（2）、（3）①、（4）の要件を満たすものとみなす。

(以下略)

なお、導入・設定費用（申請額）に対する補助上限額は、各製品の補助上限額の2割までとなる。

(中略)

3. 登録時の要件及び留意事項

3-1 販売事業者の要件

販売事業者登録に当たっては、以下の要件を満たす必要がある。

(以下略)